

## 昭和四十七年政令第九十五号

沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令  
内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第二十七条  
第一項、第五十三条第一項から第三項まで、第二百条第十項（第二百一条第三項において準用する場合  
を含む）並びに第二百五十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

第一章 司法法制関係（第一条—第九条）

第二章 民事関係（第十一条—第二十七条）

第三章 刑事関係（第二十八条—第三十二条）

第四章 矯正関係（第三十三条—第三十六条）

第五章 更生保護関係（第三十七条・第三十八条）

第六章 人権擁護関係（第三十九条）

第七章 入国管理関係（第四十条）

### 附則

#### 第一章 司法法制関係

（裁判所法の適用に関する経過措置）

**第一条** 沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二  
十五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下同じ。）  
により禁錮以上の刑に処せられた者は、裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第四十六条第  
一号に該当する者とみなす。

（検察庁法の適用に関する経過措置）

**第二条** 沖縄の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者は、検察庁法（昭和二十一年法律第  
六十一号）第二十条第一号に該当する者とみなす。

（弁護士法の適用に関する経過措置）

**第三条** 沖縄の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者は、弁護士法（昭和二十四年法律第  
二百五号）第七条第一号に該当する者とみなす。

**2** 沖縄法令の規定により懲戒免職の处分を受けた琉球政府又は沖縄の市町村若しくは地方教育区  
の職員で、その処分を受けた日から三年を経過しない者は、弁護士法第六条第三号に該当する者  
とみなす。

**第四条** 法の施行の際現に沖縄の弁護士法（千九百六十七年立法第二百三十九号）の規定による弁護  
士で、弁護士法の規定による資格を有する者は、同法第八条の規定により弁護士名  
簿に登録される前においても、法の施行の日から起算して二十日間に限り、弁護士法第三条に規  
定する事務を行なうことができる。

**2** 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条规定から第三十条まで、第七十六条及び第  
七十七条（第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定により同法第  
三条に規定する事務を行なう者について準用する。この場合において、同法第二十三条の二第一  
項、第二十四条及び第三十条第三項中「所属弁護士会」とあるのは「那覇地方裁判所の管轄区域  
内にある弁護士会」と、同法第二十五条第四号中「公務員として」とあるのは「公務員として、  
又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施行前の沖縄  
において琉球政府、市町村若しくは地方教育区の職員として」と、同条第五号中「仲裁手続によ  
り」とあるのは「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄  
における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

**第五条** 沖縄の弁護士法の規定による弁護士であつた者は、法の施行前にその職務上知り得た秘密  
を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。  
2 沖縄の弁護士法の規定による弁護士であつた者で、法の施行後弁護士となつたものについての  
弁護士法第二十五条の規定の適用については、同条第四号中「公務員として」とあるのは「公務

員として、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施  
行前の沖縄において琉球政府、市町村若しくは地方教育区の職員として」と、同条第五号中「仲  
裁手続により」とあるのは「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施  
行前の沖縄における仲裁手続により」とする。

**第六条** 法第四十八条の規定により弁護士法に基づいて設立されたものとなる弁護士会は、法の施  
行後、すみやかに、同法第三十四条第二項第二号に規定する事項を登記しなければならない。  
2 法の施行の際現に沖縄の弁護士法の規定による沖縄弁護士会（次条において「旧沖縄弁護士  
会」という。）の会長又は副会長である者は、前項の弁護士会の会長又は副会長が選任されま  
での間、弁護士法の規定による弁護士会の会長又は副会長の職務を行なう。

**3** 弁護士法第三十五条第三項の規定は、前項の規定により会長又は副会長の職務を行なう者につ  
いて準用する。

**第七条** 沖縄の弁護士法第四十条に規定する事由に該当する行為は、弁護士法第五十六条第一項に  
規定する事由に該当する行為とみなす。

**2** 沖縄の弁護士法第七章の規定により旧沖縄弁護士会がした相当の懲戒の処分とみなす。

**3** 沖縄の弁護士法第四十二条第一項の規定により旧沖縄弁護士会に対してもされた懲戒の請求で、  
法の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、法の施行の日に弁護士法第五十八条第  
二項の規定による懲戒の請求がされたものとみなす。

**4** 旧沖縄弁護士会において懲戒の手続が開始され、法の施行の際その手続が結了していない事件  
で、懲戒の事由があつたときから法の施行の日までに二年をこえる期間が経過しているものにつ  
いては、弁護士法第六十四条の規定にかかわらず、法の施行後一年以内に限り、なお懲戒の手続  
を開始することができる。

**5** 第二項の規定により弁護士会がしたものとみなされる懲戒の処分に関しては、その処分につ  
き、沖縄の弁護士法第四十四条第一項の規定により訴えが提起されている場合及び同項の期限を  
経過している場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）の規定による審査請求  
をすることができない。

**6** 前項の懲戒の処分についての行政不服審査法による不服申立てについては、沖縄の復帰に伴う  
行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十一号）第四条第  
二項の規定は、適用しない。

**第八条及び第九条 削除**

(民法による法人に関する経過措置)

**第二章 民事関係**

(民法による法人に関する経過措置)

**第十条** 沖縄の民法（明治二十九年法律第八十九号）による法人について同法の規定により琉球政  
府の主務官庁がした許可その他の処分は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の相当規定によ  
り本邦の主務官庁がした許可その他の処分とみなす。

（根抵当権に関する経過措置）

**第十二条** 沖縄の商法（明治三十二年法律第四十八号）による株式会社で、額面金額が本邦通貨の  
五百円未満に相当する株式を発行しているものについては、法の施行後も、沖縄の商法第二百二  
条第二項又は商法の一部を改正する立法の施行法（千九百六十四年立法第六十六号）第十四条第  
二項の規定による。この場合において、沖縄の商法第二百二条第二項及び商法の一部を改正する  
立法の施行法第十四条第一項において適用するものとされる商法の一部を改正する立法（千  
九百六十四年立法第六十五号）による改正前の沖縄の商法第二百二条第二項に定める額面株式の



の事項に関する債権の消滅時効については、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十一条の規定の例による。

（司法書士に関する経過措置）

長がした認可その他の処分又は手続は、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の相当規定により那覇地方務局長がした認可その他の処分又は手続とみなす。

沖縄の司法書士法の規定により琉球政府の法務局長に対しても申請その他の手続は、司法書士法の相当規定により那覇地方務局長に対して申請その他の手続とみなす。

司法書士法第二条第一号に掲げる職の在職は、司法書士法第二条第一号に掲げる職の在職とみなす。

沖縄の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者は、司法書士法第三条第一号に該当する者とみなす。

沖縄の司法書士法第三条第三号から第五号までのうちに該当する者は、司法書士法第三条第三号から第五号までのうちに該当する者とみなす。

沖縄の司法書士法第十二条に規定する事由に該当する行為は、司法書士法第十二条に規定する事由に該当する行為とみなす。

（土地建物調査士に関する経過措置）

土地建物調査士法（千九百六十四年立法第三十三号）の規定により琉球政府の法務局長がした登録その他の処分又は手続は、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百三十八号）の相当規定により那覇地方務局長がした登録その他の処分又は手続とみなす。

土地建物調査士法の規定により琉球政府の法務局長に対しても申請その他の手続は、土地家屋調査士法の規定により那覇地方務局長に対しても申請その他の手続とみなす。

土地建物調査士法の規定により琉球政府の法務局長に対しても申請その他の手続とみなす。

十二 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）

十三 檢察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）

十四 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）

十五 裁判所法（刑事に関する訴訟に関する部分（裁判権に関するものを除く。）に限る。）

（本土の刑事関係法令の規定の適用についての特例）

（本土の刑事関係法令の規定の適用については、次に定めるところによる。）

一 法の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪については、刑事訴訟法第六十条第三項、第一百九十九条第一項及び第二百七条第一項中「五百円以下の罰金」とあるのは「二万五千円以下の罰金」と、同法第二百八十四条中「五千円以下の罰金」とあるのは「五万円以下の罰金」と、同法第二百八十五条第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは「五万円を超える罰金」とする。

二 民政府の裁判所の最終裁判に係る刑事補償の額の算定については、沖縄の刑事補償に関する規定の例による。

（法の施行後に確定することとなる刑事に関する債権債務の額の切替え）

（法の施行前に沖縄においてした刑事に関する裁判（刑事に関する法令の規定に係る過料に関する裁判を含む。）が法の施行後に確定裁判としての効力を生ずることとなる場合における当該罰金、科料、追徴、過料、刑事訴訟費用及び刑事補償その他法の施行前に沖縄において生じた事項に基づき法の施行後に刑事に関する國の債権債務となるものの額については、法第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

（還付不能物の公告に関する経過措置）

第三十条 法の施行前に沖縄においてした刑事に関する裁判（刑事に関する法令の規定により公報でした公告は、押収物還付公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第一条第一項の規定により官報に掲載した公告とみなす。）

（検察審査員の選定等に関する経過措置）

第三十二条 法の施行の際沖縄の検察審査会法（千九百六十九年立法第九十一号）の規定による第二群若しくは第三群の検察審査員候補者の中から選定された検察審査員若しくは補充員（以下この項において「旧審査員等」という。）又は第四群の検察審査員候補者である者は、それぞれ検察審査会法の規定によるこれらの方に係る沖縄の検察審査会の從前の管轄区域と同じ区域を管轄する検察審査会の第一群若しくは第二群の検察審査員候補者の中から選定された検察審査員若しくは補充員又は第三群の検察審査員候補者とみなす。この場合において、当該検察審査員又は補充員の任期は、それぞれ旧審査員等としての残任期間と同一の期間とする。

二 那覇検察審査会、平良検察審査会及び石垣検察審査会（以下この項において「那覇検察審査会等」という。）における昭和四十七年の第四群検察審査員候補者の選定については、次に定めるところによる。

一 那覇検察審査会等の管轄区域内の市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に昭和四十七年七月三十一日現在において登録されている者の員数を、同年八月十日までに管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。

二 檢察審査会事務局は、昭和四十七年八月三十一日までに検察審査員候補者の員数を当該檢察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

三 前号に定める市町村の選挙管理委員会は、昭和四十七年九月三十日までに検察審査員候補者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

四 檢察審査会事務局に該当する者とみなす。

五 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）

六 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）

七 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）

八 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）

九 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）

十 執行猶予者保護觀察法（昭和二十九年法律第五十八号）

十一 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）



く。) 及び次条から附則第四条(沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第九十五号)第三十二条第三項に係る部分に限る。)までの規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年七月十五日)から施行する。

**附 則(平成二十三年一二月二六日政令第四二二号)抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

**附 則(令和元年九月六日政令第八五号)抄**

(施行期日) 1 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日から施行する。